

設計違算に関する事務取扱要領の運用について

1 概要

昨年度、設計違算が原因で入札中止及び契約解除となる案件が数件発生したことから、入札事務を適正かつ円滑に進めていくため、建設工事等に係る設計違算の取扱いを定めた事務取扱要領を作成し運用開始するもの。

2 目的

- ・積算誤りにより生じた入札中止に伴う工事の遅れを最小限にとどめることで、市民サービスへの影響を極力抑える。
- ・入札に参加する事業者の積算努力を無駄にせず、社会的な損失を防ぐ。

3 運用方法の方向性

設計違算が生じた際の入札続行・中止の運用方法（事務取扱要領）を定めている他都市の取扱いを参考にして、公正な入札の執行を確保しつつ、一定の範囲内で入札事務を円滑に進める運用を目指している。

なお、現在は、設計違算が発生した際の具体的な指針が無い状態であり、軽微な違算であっても入札中止となるケースが想定されるため、なるべく早期に運用を開始した上で、今後も設計担当部署及び事業者団体の提言や先進的な他都市の事例を踏まえながら、必要に応じて、より公正かつ円滑な制度に改善していきたいと考えている。

<主な運用方法>

○「軽微の基準」

- ・当初設計金額と正しい設計金額の差額が、100万円未満（税込）かつ当初設計額の5%以内であること。
- (1) 開札前において、設計違算の内容及び金額の誤りが軽微であって、設計違算を訂正し、又は当該設計違算の契約上の取扱いを質問回答期限までに参加者に周知することにより、公正な入札の執行が確保できると認められる場合は、入札を続行する。
 - (2) 開札後（落札決定前・後共通）において、設計違算の内容及び金額の誤りが軽微であって、当該設計違算を正しく直した金額において落札候補者・落札者に変更がない場合には、入札を続行する。
 - (3) 契約締結後において、金額の誤りが軽微であって落札者に変更がない場合、又は当該契約の履行状況により契約を解除し難い場合は、契約を続行する。
 - (4) 入札前に公表された設計図書における積算数量の不整合や単価が合わない又は複数想定できるもの等、入札前に質問を行うことにより確認することが可能であったと認められるものは、要領第3条ただし書の規定による必要な措置が講じられたものとみなし、入札手続を続行する。

4 実施日

令和5年6月1日以降の公告及び指名通知する入札分から実施